

吳市教育委員会議題
(令和5年1月30日定例会)

吳市教育委員会

令和5年1月30日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第2号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 4 教議第3号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 教議第4号 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 6 教議第5号 呉市学校運営協議会規則の制定について
- 7 教議第6号 令和5年度「呉の学校教育」について
- 8 報告第3号 令和5年度教育費予算復活要求について

報告第2号

新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

学校安全課

1 概要

令和4年度（4月1日～1月26日まで）

発生した学校	臨時休業を 実施した学校	陽性となった 学校関係者
小 2,020 校	小 348 校	児童 4,253 名
中 1,145 校	中 154 校	生徒 2,097 名
高 93 校	高 19 校	教職員 411 名
延べ 3,258 校	延べ 521 校	計 6,761 名

2 学校の対応について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ・「三つの密」の回避
- ・人と人との距離の確保
- ・マスクの適切な着用
- ・手洗い等の手指衛生
- ・換気
- ・発熱等の場合には、登校・出勤しない。

(2) 学校行事については、できる限りの感染症対策を講じた上で実施

教議第3号

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

令和4年12月定例教育委員会会議で可決された表題の規則について、公布前において次のように改める。

第1条中第16条の改正規定を、次の改正前の表に掲げる規定から改正後の表に掲げる規定に改める。

(改正前)

(学期及び休業日)	(学期及び休業日)
第16条 <u>小中学校</u> の学期は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略	第16条 <u>学校</u> の学期は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略
2 <u>小中学校</u> における休業日は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略	2 <u>学校</u> における休業日は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略
3・4 略	3・4 略

(改正後)

(学期及び休業日)	(学期及び休業日)
第16条 <u>小中学校</u> の学期は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略	第16条 <u>学校</u> の学期は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略
2 <u>小中学校</u> における休業日は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略	2 <u>学校</u> における休業日は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略
(3) 学年始休業日 4月1日から4月5日 日まで	(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日 日まで
(4)～(7) 略	(4)～(7) 略
3・4 略	3・4 略

(提案理由)

呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校の学年始休業日を、令和5年度から変更するため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部
を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校の学年始休業日を、令和5年度から変更するものです。

2 改正の内容

呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校の学年始休業日について、「4月1日から4月5日まで」としていたものを、令和5年度以降は「4月1日から4月7日まで」とします。

3 施行期日

令和5年4月1日

教議第4号

呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令

第1条 呉市立学校教職員服務規程（昭和32年呉市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次有給休暇，特別休暇，介護休暇，介護時間，及び子育て支援部分休暇)</p>	<p>(年次有給休暇，特別休暇，介護休暇，介護時間，<u>介護支援部分休暇</u>及び子育て支援部分休暇)</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p>2 職員は，条例第13条に規定する特別休暇の承認を受けようとするときは，<u>休暇票</u>によつてあらかじめその必要とする理由及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。</p>	<p>2 職員は，条例第13条に規定する特別休暇の承認を受けようとするときは，<u>特別休暇票</u>によつてあらかじめその必要とする理由及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。</p>
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 条例第14条第3項に規定する第2号<u>休暇</u> 当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1月前の日</p>	<p>(2) 条例第14条第3項に規定する第2号<u>介護休暇</u> 当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1月前の日</p>
<p>6～8 略</p>	<p>6～8 略</p>
<p></p>	<p>9 <u>職員は，条例第14条の3に規定する介護支援部分休暇の承認を受けようとするときは，当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1月前の日までに，要介護者に関する事項，要介護者の状態，具体的な介護の内容及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。</u></p>
<p></p>	<p>10 <u>前項に規定する介護支援部分休暇の承認の請求は，休暇簿（様式第7号の3）（校長にあつては休暇簿（様式第7号の4））によつて行わなければならない。</u></p>
<p>9～11 略</p>	<p>11～13 略</p>

(校長に対する特例)	(校長に対する特例)
第15条 校長に対する第3条第2項, 第4条第1項, 第6条第5項, 第7項, 第9項及び第11項, 第9条第3項並びに第11条第1項の規定の適用については, これらの規定中「校長」とあるのは「委員会」とする。	第15条 校長に対する第3条第2項, 第4条第1項, 第6条第5項, 第7項, 第9項, <u>第11項</u> 及び <u>第13項</u> , 第9条第3項並びに第11条第1項の規定の適用については, これらの規定中「校長」とあるのは「委員会」とする。

第2条 呉市立学校教職員服務規程の一部を次のように改正する。

様式第1号中「殿」を「様」に改め, 「㊟」を削る。

様式第2号中「殿」を「様」に改め, 「㊟」及び「㊦」を削る。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

年 次 有 給 休 暇 届					
				令和	年 月 日
呉市教育委員会 様					
			呉市立	学校長	氏 名
理 由					
期 間	自	令和	年 月 日		
	至	令和	年 月 日	日間	

- 備考 1 1部提出のこと。
2 休暇票にも記入のこと。

様式第4号 (第6条関係)

特別休暇承認申請書									
					令和	年	月	日	
呉市教育委員会 様									
					呉市立	学校長	氏	名	
理由									
期間 自 令和 年 月 日									
至 令和 年 月 日 日間									

- 備考 1 2部提出のこと。
- 2 休暇票にも記入のこと。
- 3 診断書その他当該休暇の必要を証明する書類を添えること。

様式第 5 号及び様式第 5 号の 2 中「㊦」を削る。

様式第 6 号及び様式第 6 号の 2 中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

様式第 7 号を次のように改める。

様式第7号 (第6条関係)
(表面)

休 暇 簿
(介護時間用)

校長	教頭		事務長	事務担当者	出勤簿整理印	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 変更
請求の期間等	期 間		時 間	月日数	職 名	氏 名
	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分～ 時 分	月 日		
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで						
要介護者に関する事項	氏 名			要介護者の状態及び具体的な介護の内容 (変更の場合、その事由)		
	続 柄	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 介護が必要となった時期 年 月 日				

(取消欄)

期 間	介護時間の承認を取り消された時間		所属長 ㊟	管理員 ㊟	事 由
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			

備考 管理員とは、出勤簿管理要領3(1)に規定する「管理員」をいう。

様式第7号の2中「殿」を「様」に改め、「印」を削り、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第7号の3 (第6条関係)
(表面)

休 暇 簿
(介護支援部分休暇用)

校 長	教 頭		事務長	事 務 担 当 者	出勤簿 整理印	取 得
請求の 期間等	期 間		月日数	職 名	氏 名	
	自	年 月 日	月 日			
要介護 者に関 する事 項	氏 名			要介護者の状態及 び具体的な介護の 内容		
	続 柄					
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居				
	介護が必要となった時期	年 月 日				
勤 務 形 態	減じる時間	<input type="checkbox"/> 5日において1日につき3時間50分(週19時間10分減) <input type="checkbox"/> 5日において1日につき2時間50分(週14時間10分減) <input type="checkbox"/> 2日において1日につき7時間45分(週15時間30分減) <input type="checkbox"/> 2日において1日につき7時間45分及び 1日において1日につき3時間50分(週19時間20分減)				
		勤務を減じ る日及び 時 間 帯	月	(: ~ :)	(: ~ :)	
	火		(: ~ :)	(: ~ :)		
	水		(: ~ :)	(: ~ :)		
	木		(: ~ :)	(: ~ :)		
	金	(: ~ :)	(: ~ :)			

校 長	教 頭		事務長	事 務 担 当 者	出勤簿 整理印	承 認 取 消
取消の 期間等	年 月 日		月日数	職 名	氏 名	
	自	年 月 日	月 日			
事由						

備考 事由を確認することのできる証明書類(診断書など)を添付すること。

様式第7号の4 (第6条関係)

休 暇 簿
(介護支援部分休暇用)

令和 年 月 日

呉市教育委員会 様

呉市立 校長 氏名

請求の 期間等	期 間		月日数
	自 年 月 日		月 日
要介護者に関する事項	氏 名		要介護者の状態及び具体的な介護の内容
	続 柄		
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
	介護が必要となった時期		
	年 月 日		
勤 務 形 態	減じる時間	<input type="checkbox"/> 5日において1日につき3時間50分(週19時間10分減) <input type="checkbox"/> 5日において1日につき2時間50分(週14時間10分減) <input type="checkbox"/> 2日において1日につき7時間45分(週15時間30分減) <input type="checkbox"/> 2日において1日につき7時間45分及び 1日において1日につき3時間50分(週19時間20分減)	
	勤務を減じる日及び時間帯	月 (: ~ :)	(: ~ :)
		火 (: ~ :)	(: ~ :)
		水 (: ~ :)	(: ~ :)
		木 (: ~ :)	(: ~ :)
		金 (: ~ :)	(: ~ :)

備考 事由を確認することのできる証明書類(診断書など)を添付すること。

(一日単位の取消欄)

月 日	承認を取り消された時間		事 由
	時 分~ 時 分	時 分~ 時 分	
	時 分~ 時 分	時 分~ 時 分	
	時 分~ 時 分	時 分~ 時 分	
	時 分~ 時 分	時 分~ 時 分	
	時 分~ 時 分	時 分~ 時 分	

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号 (第6条関係)
(表面)

休 暇 簿
(子育て支援部分休暇用)

校 長	教 頭		事務長	事 務 担 当 者	出勤簿 整理印	請 求 年 月 日
						令和 年 月 日
請 求 者		職 名			氏 名	
請求に係る子に 関する事項		氏 名			続柄等	生年月日
						平成 令和 年 月 日
請求期間 及び時間	期 間				時 間	
	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()		午前 時 分～	午後 時 分
	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()		午前 時 分～	午後 時 分
備 考						

- 備考 1 請求に係る子の氏名，請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（住民票又は保険者証など）を添付すること（写しでも可）。
- 2 曜日により請求時間が異なる場合には，それぞれ備考欄に記入すること。
- 3 子育て支援部分休暇の承認が，職員からの請求に基づき取り消された場合には，その旨を（裏面）の取消欄に記入すること。

(裏面)
(取消欄)

日付	休暇の承認を取り消された時間		時間数	所属長 ㊟	管理員 ㊟	備考
	午前	午後				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分			

※ 管理員とは、出勤簿管理要領3(1)に規定する「管理員」をいう。

様式第8号の2中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

様式第9号中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

様式第10号中「職氏名印」を「職氏名」に改め、「㊦」を削る。

様式第11号中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

様式第12号中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

様式第13号及び様式第14号中「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

付 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 改正前の呉市立学校教職員服務規程（以下「服務規程」という。）による様式により作成された用紙でこの訓令の施行の際現に使用中及び保管中のものは、改正後の服務規程による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

（提案理由）

県費負担教職員の服務について、所要の規定の整備を行うため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

県費負担教職員の服務について、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

介護支援部分休暇に関する規定を追加するとともに、様式中の押印を廃止し、字句の訂正を行うものです。

3 施行期日

令達の日

教議第5号

呉市学校運営協議会規則の制定について
呉市学校運営協議会規則を次のように定める。

呉市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき呉市立の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組み、もって地域とともにある学校づくりを実現することを目的とする。

(設置)

第3条 呉市教育委員会（以下「委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

(基本的な方針の承認)

第4条 前条の規定により協議会を設置した学校（以下「設置校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校の経営に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
- (4) その他設置校の校長が必要と認めること。

2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校の運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、設置校の運営について、委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、設置校の職員の採用その他の任用について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、委員会を経由するものとする。

3 前項の意見は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 第2条に定める協議会の目的を踏まえたものとする。
- (2) 学校の運営に関する基本的な方針の実現に資するものとする。
- (3) 設置校の教育上の課題を踏まえたものとする。
- (4) 個人を特定してのものでないこと。

4 協議会は、第1項又は第2項の規定により意見を述べる場合（設置校の校長に対して意見を述べる場合を除く。）は、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取するものとする。

（運営状況に関する評価）

第6条 協議会は、設置校の運営状況について毎年度1回以上評価し、その結果を公表しなければならない。

（参画等の促進）

第7条 協議会は、設置校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（委員の委嘱等）

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とする。

2 委員は、設置校の校長のほか、次に掲げる者のうちから、設置校の校長が推薦し、委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 設置校の通学区域内の地域住民
- (2) 設置校に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 設置校の職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他委員会が適当と認める者

3 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、委員会は新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

（任期）

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（報酬）

第10条 委員の報酬は、年額4,000円とする。

（守秘義務等）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び設置校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

（委員の解嘱等）

第12条 委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解嘱又は解任に相当する事由があると認められるとき。

2 委員会は、委員を解嘱し、又は解任するときは、その理由を示さなければならない。
(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、設置校の職員は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、設置校の校長と協議の上、会長が招集する。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、設置校の校長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第16条 委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(研修)

第17条 委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(委任規定)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市立天応学園におけるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入に伴い、学校運営協議会を設置するために必要な事項を定めるため、この規則案を提出する。

1 規則の趣旨

呉市立天応学園におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に伴い、学校運営協議会を設置するために必要な事項を定めるものです。

2 規則の内容

(1) 趣旨（第1条）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき呉市立の小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校（以下「学校」といいます。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」といいます。）について，必要な事項を定めることを示します。

(2) 協議会の目的（第2条）

協議会は，地域住民，保護者等（以下「地域住民等」といいます。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力を促進することにより，学校と地域住民等との間の信頼関係を深め，学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組み，もって地域とともにある学校づくりを実現することを目的とします。

(3) 設置（第3条）

呉市教育委員会（以下「委員会」といいます。）は，前条の目的を達成するため，その所管に属する学校ごとに協議会を置くよう努めるものとします。ただし，委員会が必要であると認める場合には，2以上の学校について1の協議会を置くことができます。

(4) 基本的な方針の承認（第4条）

ア 協議会を設置した学校（以下「設置校」といいます。）の校長は，次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し，協議会の承認を得るものとします。

(ア) 学校の経営に関すること。

(イ) 教育課程の編成に関すること。

(ウ) 学校と地域住民等との連携による教育の充実にに関すること。

(エ) その他設置校の校長が必要と認めること。

イ 設置校の校長は，承認を得た基本的な方針に基づき，学校の運営を行うものとします。

(5) 意見の申出（第5条）

- ア 協議会は、設置校の運営について、委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができます。
- イ 協議会は、設置校の職員の採用その他の任用について、次のとおり意見を述べるができるものとします。
- (ア) 職員が県費負担教職員であるときは、委員会を經由し、広島県教育委員会に対して意見を述べるができます。
 - (イ) 職員が市費支弁職員であるときは、委員会に対して意見を述べるができます。
- ウ 職員の任用についての意見は、次に掲げる事項に留意して行わなければなりません。
- (ア) 協議会の目的を踏まえたものとする。
 - (イ) 学校の運営に関する基本的な方針の実現に資するものとする。
 - (ウ) 設置校の教育上の課題を踏まえたものとする。
 - (エ) 個人を特定してのものでないこと。
- エ 協議会は、委員会又は広島県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取するものとします。
- (6) 運営状況に関する評価（第6条）
- 協議会は、設置校の運営状況について毎年度1回以上評価し、その結果を公表するものとします。
- (7) 参画等の促進（第7条）
- 協議会は、設置校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとします。
- (8) 委員の委嘱等（第8条）
- ア 協議会の委員（以下「委員」といいます。）は、15人以内とします。
- イ 委員は、設置校の校長のほか、次に掲げる者のうちから、設置校の校長が推薦し、委員会が委嘱し、又は任命します。
- (ア) 設置校の通学区域内の地域住民
 - (イ) 設置校に在籍する児童生徒の保護者
 - (ウ) 設置校の職員
 - (エ) 学識経験者
 - (オ) その他委員会が適当と認める者
- ウ 委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とします。
- (9) 任期（第9条）

委員の任期は、委嘱又は任命の日からその年度の末日である3月31日までとします。ただし、再任を妨げません。

(10)報酬（第10条）

委員の報酬は、年額4,000円とします。

(11)守秘義務等（第11条）

ア 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。退職後も、同様とします。

イ 委員は、次に掲げる行為をしてはなりません。

(ア) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(イ) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(ウ) その他協議会及び設置校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(12)委員の解嘱等（第12条）

ア 委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱し、又は解任することができます。

(ア) 前条の規定に違反したとき。

(イ) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(ウ) その他解嘱又は解任に相当する事由があると認められるとき。

イ 委員会は、委員を解嘱し、又は解任するときは、その理由を示さなければなりません。

(13)会長及び副会長（第13条）

ア 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。ただし、設置校の職員は、会長となることができません。

イ 会長は、会務を総理し、協議会を代表します。

ウ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(14)会議（第14条）

ア 協議会の会議（以下「会議」といいます。）は、設置校の校長と協議の上、会長が招集します。ただし、会長選任前の会議は、設置校の校長が招集します。

イ 会議の議長は、会長をもって充てます。

ウ 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

エ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

オ 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができません。

カ 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができます。

(15) 会議の公開（第15条）

ア 会議は、公開します。ただし、特別の事情があるときは、この限りではありません。

イ 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければいけません。

(16) 指導及び助言（第16条）

ア 委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとします。

イ 委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めるものとします。

(17) 研修（第17条）

委員会は、委員に対して、協議会と委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとします。

(18) 庶務（第18条）

協議会の庶務は、設置校において処理します。

(19) 委任規定（第19条）

協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとします。

3 施行期日

令和5年4月1日

令和5年度「呉の学校教育」

未来を創る人材の育成

呉に学び、
自分を磨き、
未来を創る



呉市では、教育大綱の目標として「若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち」「文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち」を掲げています。その実現に向け、令和4年3月、呉市における教育の振興に関する基本的な計画である「呉市教育振興基本計画」を策定しました。

これらを受け、学校教育においては、未来を創る人材の育成を目標とし、「防災教育の深化」「授業改善の推進」「個を大切にした支援の充実」を重点施策として掲げ、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。

そのために、小中一貫教育の取組を基盤とし、ICTを効果的に活用しながら、家庭や地域社会と共に、全ての子どもたちにとって安全・安心で、信頼される学校づくりをめざします。

呉市教育委員会

このリーフレットは
呉市教育委員会
学校教育課ホームページに
掲載しています。



呉に学び、自分を磨き、未来を創る

【呉の学校教育グランドデザイン】

“つながり”を重視した教育を展開し、新しい時代に求められる資質・能力を育成します！



目指す姿の“つながり”

心身の発達の段階や特性を踏まえ、幼児教育、小中一貫教育（小・中学校）、高等学校教育等を通じて、系統的に資質・能力を育成します。

家庭、地域社会との“つながり”

教育方針や特色ある教育活動の取組、子どもの状況などについて家庭や地域社会の理解を求め、協力を得るとともに、連携を図りながら教育活動を展開します。

異年齢や学校段階等間の“つながり”

異年齢の子どもなど、様々な人々と世代を越えた交流を通して、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を養い、自尊感情の向上を図ります。

「地域の人・もの・こと」との“つながり”

各中学校区の特色を生かし、地域の人・もの・ことを活用しながら、世界につながる教育、未来につながる教育を展開します。
また、多様な学びを子どもたちが地域等で表現する“学びの発信”を大切にします。

学んだことを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力,人間性等

生きる力

実際の社会や生活で生きて働く
知識及び技能

未知の状況にも対応できる
思考力,判断力,表現力等

生きる力

学習内容、学習対象、学習範囲を広げながら、一人一人のよい所を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を育成します

「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」を育成します

自己を認識する力

自分は何か好きなのか、自分はどのような人間なのか、など、自分自身のことを理解することができる力

自分の人生を選択する力

自分の将来の夢や目標、自分がやりたいことなどについて、自分で考え、選択し、自分の意志で決めることができる力

表現する力

自分自身のこと、自分の考えや思いを、相手に理解してもらえるように工夫しながら伝えることができる力

小中一貫教育

中1ギャップの解消と自尊感情の向上のための取組を基盤とした資質・能力の育成

幼児教育

前期

中期

後期

高等学校教育等

小1

小2

小3

小4

小5

小6

中1

中2

中3

目指す姿

であう

- ・先生や友達にであう
- ・地域の人・もの・ことにであう

かかわる

- ・地域の人・もの・こととかわる

つながる

- ・地域の人・もの・こととつながる

貢献する

- ・自他の成長のために貢献する
- ・地域社会に貢献する

創り出す

- ・持続可能な社会の創り手として新たな価値を創り出す



カリキュラムマップ 各中学校区で設定した資質・能力の育成に向け、総合的な学習の時間を核として、9年間を見通した教育活動の全体像

呉版年間指導計画 カリキュラムマップに基づき、資質・能力を育成するために、より効果的に各教科等の単元等を配列した各学年の年間指導計画

地域社会課題解決型キャリア教育カリキュラムなど
持続可能な地域社会の構築に向けた探究的なカリキュラム

呉版接続カリキュラム アプローチカリキュラム（年長）、スタートカリキュラム（小1）
保幼小の円滑な接続により、「育ってほしい姿」に向かうプロセスを大切に、安心して自己発揮できる教育・保育活動や環境等を創造するカリキュラム

カリキュラム・マネジメントの充実

連携・協働

家庭・地域社会

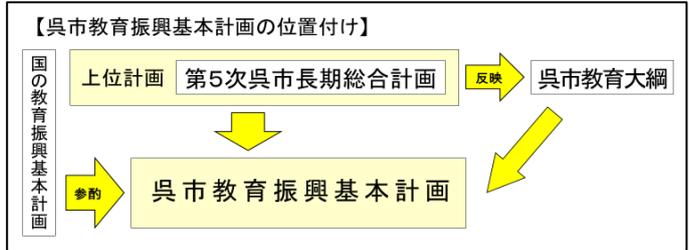
呉市教育振興基本計画

呉市では、社会情勢等を踏まえながら、中期的かつ総合的な展望を持ち、教育行政を計画的・体系的に進めるため、令和4年3月、「呉市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画では、目標を「未来を創る人材を育てる」とし、3つの基本施策を展開しています。

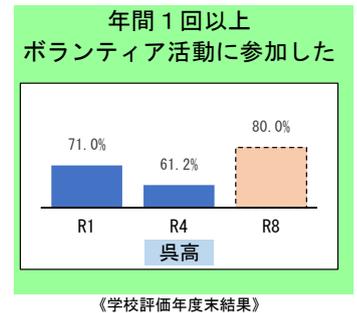
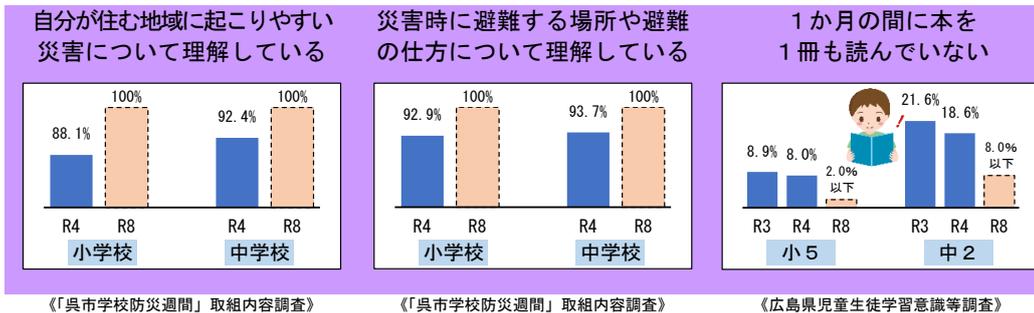
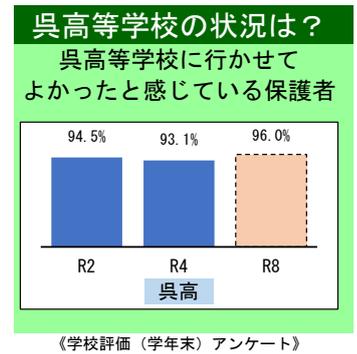
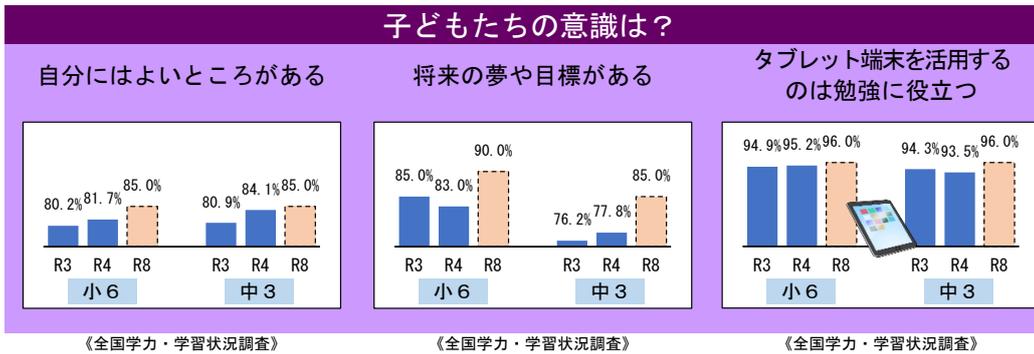
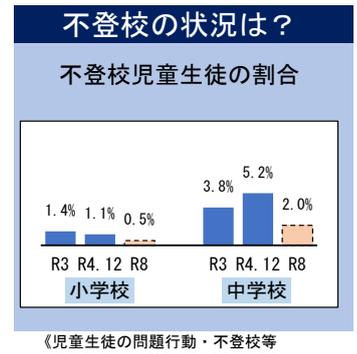
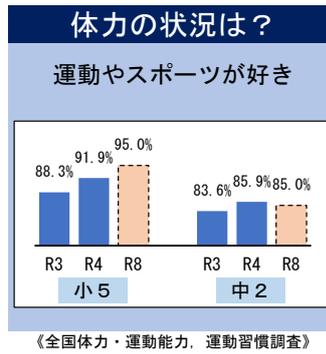
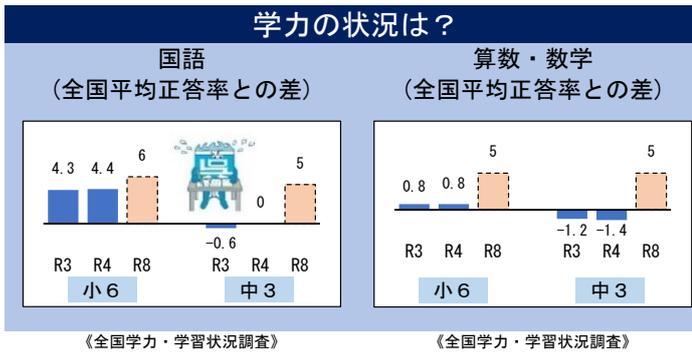
基本施策

- 義務教育の充実
- 高等学校教育の充実
- 安全・安心な教育環境の充実



呉市の子どもたちの状況

(R8は「呉市教育振興基本計画」における目標値)



令和5年度 「呉の学校教育」 重点施策

令和5年度、呉市では「安全・安心で信頼される学校」づくりを基盤としながら、「防災教育の深化」「授業改善の推進」「個を大切にした支援の充実」の3つを重点施策として取組を進めます。

防災教育の深化

授業改善の推進

個を大切にした支援の充実

防災教育の深化

～「自分の命は自分で守る力」を育成します～

地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育

◆呉市学校防災週間（7月6日を含む1週間）



地域協働防災訓練に参加 危険箇所の確認 防災士からの話 防災標語の作成

◆子どもたちの声……

- 地域の方に話を聞いて、防災について自分事として、考えることができた。
- 改めて、自分がかかり危険な地域に住んでいることが分かった。
- 実際に地図に書き込むことで、より危険な場所が分かりやすくなった。

各学校の実態に合った取組を充実させ、主体的に行動する態度を養います！

◆「呉市防災教育のための手引き」を活用した実践

※義務教育7年間を見通し、土砂災害・洪水・高潮に重点を置いたカリキュラム

【算数科】「時間と長さ」の単元で100mを歩く時間を測定し、時間をもとに家から避難所までにかかる時間を計算する学習



◆土砂災害対応携帯マニュアル（毎年、出水期前に全ての子どもたちへ配付）

家庭を巻き込んだ取組を進めます。



全ての子どもが家庭に持ち帰り、保護者と話し合いながら自分の避難場所や避難経路、避難のタイミングなどについて確認します。

◆呉市防災教育研修会

（講師を招き、防災に関する専門的な研修）



教職員研修を充実させます。

◆地域との合同防災訓練

学校・家庭・地域が連携し、ともに防災力を高めま



授業改善の推進

～子どもの主体的な学びを実現します～



（授業改善の推進）

全ての教職員で進める授業づくり

◆生徒指導の実践上の視点

- ・自己存在感の感受
- ・共感的な人間関係の育成
- ・自己決定の場の提供
- ・安全・安心な風土の醸成



子どもの具体的な姿を思い浮かべながら、児童生徒理解に基づいた授業づくりを行います。

◆全ての子どもが「分かる・できる」ための工夫

- ・学習ルール（発表の仕方等）の設定
- ・肯定的な評価（自己評価・他者評価・相互評価等）
- ・学習内容の視覚提示
- ・学習形態の工夫（ペアやグループによる話し合い活動）



お互いのよいところを見付けよう。

グループの友達と話し合いをすることで考えが深まったよ。

◆子どもの問いを生かした「考える授業づくり」

- ・子どもが生み出す問いの活用
- ・子どもの問いを基にした学習課題の設定
- ・問いの解決に向けた「思考を促す発問」の工夫
- ・振り返りの充実



先生が話しすぎず、子どもの思考の時間を確保します。

なぜだろう。

どうしたらいいのかな。

小中で進める授業改善

◆呉市「学びの変革」推進研修会



各校の「学びの変革」推進担当教員を対象に、研修を行います。

◆小中一貫教育推進コーディネーター研修会



各校の小中一貫教育推進コーディネーターを対象に、研修を行います。

ICTの効果的な活用

個を大切にしたい支援の充実

～一人一人の実態や思いに寄り添います～

個に応じた支援と居場所づくり

◆SSR(スペース・サポート・ルーム)の設置



不登校、不登校傾向の子どもが、学校とのつながりを途切れないようにするために継続的に利用できる場所です。社会的自立に向けて支援します。

◆適応指導教室〔つばき学級〕



3つの教室があります。指導員が2人ずついます。
◆中央教室(すこやかセンター4階)
◆延崎教室(延崎小学校内)
◆安浦教室(安浦まちづくりセンター三津口分館内)

◆相談窓口の紹介



相談することの大切さを伝え続けます。校内、校外の相談窓口を紹介し、相談には寄り添って対応します。

◆集中できる学習環境づくり～呉市のスタンダード～



すっきりした黒板まわり

整然とした机の配置

ロッカーの整理整頓

◆支援のための会議



スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも助言を得ながら、情報共有したり、支援の具体を検討したりします。

安全・安心で信頼される学校

～ 児童生徒が安心して学び、成長する場としての居場所 ～

学校における働き方改革の推進

呉市では、教職員のモチベーションの向上や子どもと向き合う時間が確保できるよう、「学校における働き方改革取組方針」を策定し、教職員の働き方改革を推進しています。

「学校における働き方改革取組方針」目標・成果指標

- ① 児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員（管理職を除く）の割合を、令和4年度末には80%以上とする。 … 令和4年度の肯定的な回答の割合 84.5%
- ② 時間外在職等時間（在職等時間から正規の勤務時間を除いた時間）を、原則年360時間以内及び月45時間以内とする。 … 目標を達成した教職員の割合 71.5%

～ 具体的な取組 ～

学校評価・人事評価への働き方改革に関する項目の位置付け、校務支援システムの導入、部活動休養日の設定、夏季・冬季一斉閉庁の実施、留守番電話の導入、ストレスチェック、児童生徒及び教職員への一人1台のタブレット端末の貸与等

教職員による不祥事の根絶

安全・安心で信頼される学校であるために、教職員による不祥事の根絶に取り組んでいます。

～ 具体的な取組 ～

- 不祥事根絶のための行動計画の作成及び各学校のHPへの掲載
- 校内服務規律研修の計画的な実施
- 不祥事防止委員会の計画的な実施及び校内巡回の実施
- 「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」「パワー・ハラスメント相談窓口」の周知の徹底
- 不祥事防止アンケートの実施
- 「不祥事0(ゼロ)宣言カード」の活用
- 交通関係法規の遵守及び管理職による運転免許証の確認
- 学校諸費会計等の適正な執行及び管理の徹底（「月末決算書類一覧表」の活用）

「小中一貫教育」を進める呉の学校 ～ 一体型、分離型、義務教育学校 ～

これまで積み重ねてきた小中一貫教育の取組を基盤として、それぞれの形態で、特色を生かした取組を進めます。

一体型	分離型	義務教育学校
<p>呉市立〇〇小学校・呉市立〇〇中学校</p> <p>中学校と小学校の施設が一体化している中学校区です。</p> <p>4中学校区が施設一体型（広南、警固屋、呉中央、倉橋）</p>	<p>呉市立〇〇中学校 呉市立△△小学校 呉市立□□小学校</p> <p>中学校と小学校の施設が離れている中学校区です。</p>	<p>呉市立天応学園</p> <p>コミュニティ・スクールを導入します。</p> <p>9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施した学校です。</p> <p>令和5年度、呉市初の義務教育学校「天応学園」開校</p>



（小中一貫教育）

令和5年度 取組の紹介

学びの充実に向けて取り組んでいます！

◆ 小中一貫教育の推進



- ・ 小中で創る「未来の学び」実践事業において、研究指定した中学校区の研究成果を呉市全体に普及
- ・ 小中一貫教育推進加配講師を措置し、乗り入れ授業の実施
- ・ 異学年交流や小中合同行事の実施

◆ GIGAスクール構想の着実な推進



- ・ 学習支援アプリ「ロイノト・スクール」で仲間とともに創る学びを支援
- ・ AI型デジタルドリル「Qubena」で一人一人に応じた学びを支援
- ・ 上記の学びを一体的に充実させ、新しい時代に求められる力を育成

◆ 英語教育の充実



- ・ 外国人講師(ALT)や小中一貫教育推進加配講師との授業を通して、生きた英語に触れる機会の充実
- ・ 「呉版外国語科学習到達目標」を小中で共有し、小中のつながりを意識した指導と評価の充実
- ・ 5ラウンドシステムを取り入れた中学校英語授業による英語力の向上

◆ 特色を生かした高校教育の推進



- ・ 多様な科目選択による学際的な学びの展開
- ・ ESD・SDGsを基軸とした教育内容づくりの推進
- ・ ICT機器を活用したより探究的な学習の充実や個別最適化された学びの実現、情報活用能力の育成

一人一人の状況に応じた支援

◆ 不登校や不登校傾向、障害のある児童生徒へ



- ・ 生徒指導員(12名)
- ・ 学校教育指導補助員(58名)
- ・ 学校生活適応支援員(3名)
- ・ 特別支援学級指導員(52名)
- ・ 校内適応指導教室指導員(4名) 新規

◆ 日本語指導が必要な児童生徒へ



- ・ 外国籍等の子どもの受入体制の充実
- ・ 授業や懇談会における母国語通訳による支援(人権教育相談員)
- ・ 学校通信等の翻訳
- ・ 日本語指導のための講師(非常勤)措置

◆ 就学が困難な児童生徒へ



- ・ 経済的に困っている家庭への就学支援
- ・ 遠距離等通学費に対する支援
- ・ スクールバス・タクシーによる通学支援

豊かな心と身体を育成します！

◆ 学校図書館の充実



- ・ 学校と学校司書(15名)が共に進める学校図書館の整備・充実
- ・ 各教科等における学校図書館の利活用の促進
- ・ 読み聞かせや推薦図書を紹介など、読書習慣の形成に向けた取組
- ・ 読書習慣の形成を支える環境整備

◆ ふるさと文化探訪, リンクアップコンサート等



- ・ 呉の文化や歴史に触れるふるさと文化探訪
- ・ 呉市立美術館・蘭島閣美術館の見学
- ・ オーケストラ鑑賞教室(リンクアップコンサート)や地域等の講師による洋楽鑑賞会・邦楽鑑賞会

◆ いじめ撲滅キャンペーンの実施(年間2回)



- ・ 「いじめ0」ののぼりを持つてのあいさつ運動
- ・ いじめをテーマにした道徳の授業
- ・ 「いじめ撲滅宣言文」の唱和
- ・ いじめ撲滅標語コンクールの実施『傍観者 実はあるあなたも 共犯者』(令和4年度最優秀賞受賞作品)

◆ 魅力ある道徳教材の活用



- ・ 自作資料集「心豊かでたくましい呉の子どもをはぐくむ道徳」第1集～第3集の活用
- ・ 「日本遺産を題材とした道徳学習プログラム」の活用

◆ 健康・体力の推進



- ・ トップアスリートによる体育の授業や部活動指導
- ・ 「くれ・チャレンジ・マッチ・スタジアム」の活用(ホームページを通じて、楽しく競い合える種目に学級単位で参加)

安全・安心で快適な教育環境の整備をします！

◆ 特別教室等への空調整備やトイレの洋式化



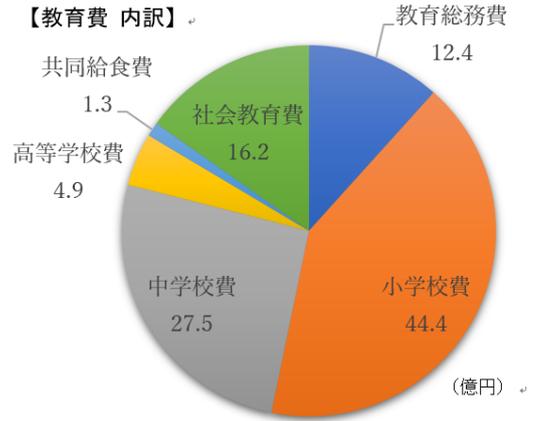
- ・ 耐震補強工事や建替工事(坪内小, 宮原小, 港町小)
- ・ 特別教室等の空調整備(小・中・義務教育学校はR5完了予定)
- ・ トイレの洋式化(R7完了予定)
- ・ 天応学園の既存校舎の改修等

◆ 笑顔生み出す中学校給食の実現



R5	広南, 天応
R6	仁方, 郷原, 阿賀, 和庄, 東畑, 両城, 吉浦
R7	白岳, 広中央, 横路, 片山, 呉中央, 昭和, 昭和北

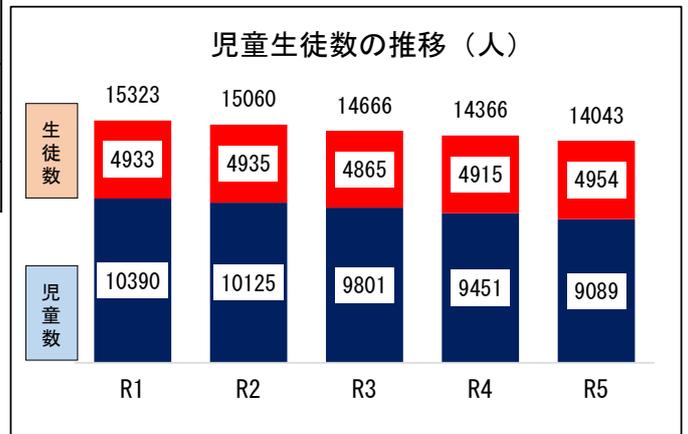
教育費予算



市立学校の概要

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校
学校数	34	24	1	1
児童生徒数	8,894	4,870	279	467
学級数	421	204	14	12

※学校数以外の数値は令和4年12月1日現在



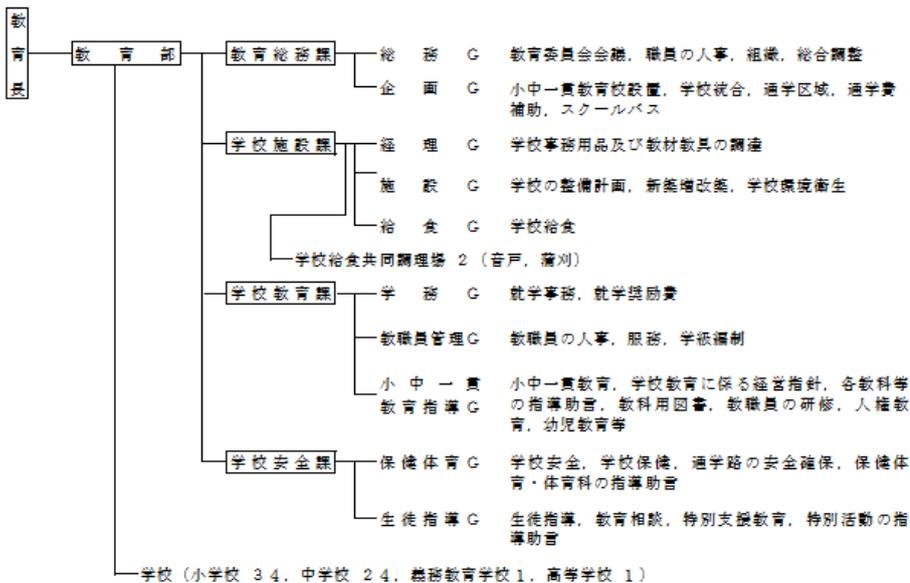
※呉高等学校を除く。

最新の児童生徒数等は
こちらへ



令和5年度から、
義務教育学校が
加わりました。

機構及び事務分掌、問い合わせ先



- ◇転校、転学に関すること 25-3453
- ◇就学援助に関すること 25-3568
- ◇通学バスに関すること 25-3625
- ◇いじめ、不登校
特別支援教育に関すること 25-3459
- ◇体罰・セクハラ相談
パワハラ相談 25-3614



「歴史とものづくり
のまち」呉の主な
あゆみ



小中一貫教育
関係法令等



呉市が進める
小中一貫教育の
あゆみ



呉市教育委員会事務局 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

教育総務課 25-3444	学校施設課 25-3446
学校教育課 25-3568	学校安全課 25-3456